

厚生労働省におけるテレワーク導入

- ・ 定着促進施策（令和7年度）

令和7年6月20日

厚生労働省 雇用環境・均等局

令和7年度 雇用型テレワークの導入・定着促進のための施策概要

- ▶ 適切な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドラインに沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰や、ワンストップでの相談窓口の設置、テレワークを制度として導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施。

1. 雇用型テレワークガイドライン等の周知

テレワークガイドラインの周知

テレワークを適切に導入及び実施するにあたっての注意すべき点について周知・啓発を実施。

テレワークモデル就業規則の周知

テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を、各種セミナー等を通じて周知を行う。

2. 企業等への相談対応、テレワーク導入費用の助成による支援

テレワーク相談センターの設置・運営

- ・ テレワーク相談センターを設置し、無料相談・コンサルティング等導入支援を実施。特にアウトリーチ型コンサルティングを実施。
- ・ 働き方改革推進支援センターと連携し、地域の相談ニーズに対応。
- ・ 関係省庁と連携し、労務管理やICT活用をワンストップで相談できる窓口を設置。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

適切なテレワークを制度として導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成を行う。

3. 適切な労務管理下でテレワークを導入・定着させている企業の事例紹介等

セミナーの開催

総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナー等を開催。

厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、表彰企業等の取組を幅広く周知。

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの周知

テレワークを活用する企業、労働者の皆さまへ



テレワークの

適切な導入及び 実施の推進のための ガイドライン



事業主、企業の労務担当者の方へ

テレワークガイドラインを改定しました

新たな日常、新しい生活様式に対応した良質なテレワークを推進しましょう

テレワークとは、インターネットなどのICTを活用し自宅などで仕事をする、働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方です。

1 はじめに

厚生労働省は、令和3年3月にテレワークガイドラインを改定しました。

このガイドラインは、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入と実施に当たり、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取り組み等を明らかにしたものです。

このガイドラインを参考に、労使が十分に話し合いを行い、良質なテレワークを導入し、定着させていくことが期待されます。

2 テレワークのメリット

- 業務効率化による生産性の向上にも役立つ
 - 育児や介護等を理由とした労働者の離職の防止、遠隔地の優秀な人材の確保
 - オフィスコストの削減
- などのメリットがあります。

3 業務を行う場所にじたテレワークの特徴

在宅勤務 通勤を要しないことから、事業場での勤務の場合に通勤に要する時間を柔軟に活用できます。
また、例えば育児休業明けに短時間勤務等と組み合わせて勤務したり、保育所の近くで勤務したりすることが可能となることから、仕事と家庭生活との両立に資する働き方です。

自宅の近くや通勤途中の場所等に設けられたサテライトオフィス（シェアオフィス、コワーキングスペースを含む）での勤務は、通勤時間を短縮しつつ、在宅勤務やモバイル勤務以上に作業環境の整った場所で就労可能な働き方です。

労働者が自由に働く場所を選択できる、外勤における移動時間を利用できるなど、働く場所を柔軟にすることで業務の効率化を図ることが可能な働き方です。

2. サテライトオフィス勤務

3. モバイル勤務

テレワークで困ったときはどこに相談すればいいんだろう

⇒P6へ



労働者が自宅等でテレワークを行うときは、何に気をつけてもらえばいいんだろう

⇒P7へ



ガイドラインの概要は次のページをご確認ください

費用負担 ▶ P3

労働時間管理 ▶ P4

安全衛生 ▶ P5

中小企業事業主の皆様がご利用可能な助成金については最終ページをご確認ください

令和7年度当初予算額 **1.3**億円 (1.2億円) ※()内は令和6年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
1/2	1/2			

1 事業の目的

- ▶ テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ▶ テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを実施

③ 全国セミナー・個別相談会の開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合した総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営

※令和5年度におけるポータルサイトからの資料ダウンロード件数：14,090件

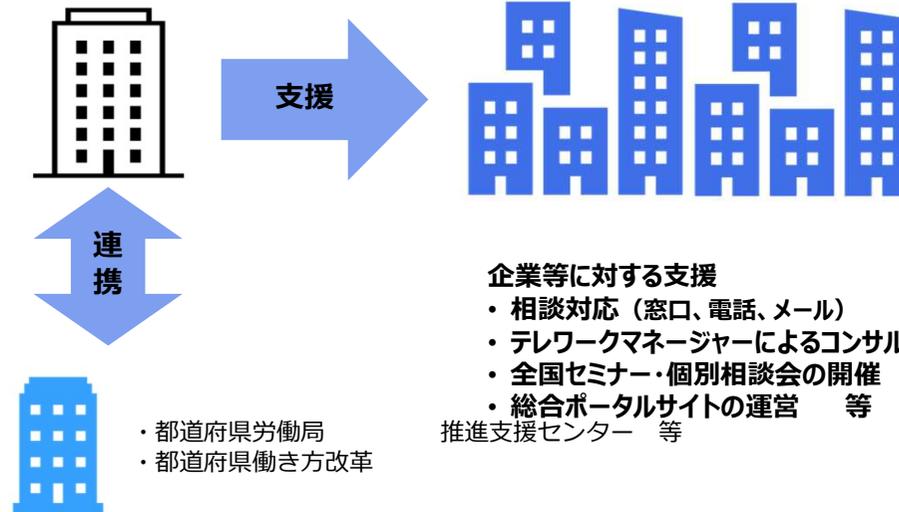
⑤ テレワークの労務管理に関する総合実態調査

適正な労務管理下におけるテレワークの普及のため、今後における適切な施策の展開に必要な実態調査を実施

実施主体：民間事業者等

テレワーク相談センター

適正な労務管理下におけるテレワークの実施



企業等に対する支援

- ・ 相談対応（窓口、電話、メール）
 - ・ テレワークマネージャーによるコンサルティングの実施
 - ・ 全国セミナー・個別相談会の開催
 - ・ 総合ポータルサイトの運営 等
- 推進支援センター 等

人材確保等支援助成金（テレワークコース）の概要

雇用環境・均等局在宅労働課

令和7年度当初予算額 **1.3**億円（2.2億円） ※（）内は令和6年度当初予算額

労働保険特別会計			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

- 多様な働き方の実現や生産性の向上、各企業における人材確保・定着等の観点から、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進に取り組むことは重要。
- このため、適正な労務管理下におけるテレワークを導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。

2 事業の概要

○令和7年度は制度導入助成及び目標達成助成に重点化

制度導入助成 下表のテレワーク制度導入要件とテレワーク実績基準を満たした事業主に支給

支給要件	支給額
<p>【新規導入企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレワーク制度導入要件 <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則におけるテレワーク制度の整備 ・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施 ○テレワーク実績基準 <ul style="list-style-type: none"> ・評価期間（3か月）に一定回数以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ・評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする <p>【テレワーク導入済み企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テレワークの実施拡大に関する要件 <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則の見直し等のテレワーク制度の拡充（そのためのコンサルティングを含む） ・労働者及び事業主に対するテレワークに関する労務管理の研修の実施 ○テレワーク実績基準 <ul style="list-style-type: none"> ・評価期間（3か月）における延べテレワーク実施人数を評価期間前の実績値から25%以上増加 	20万円

目標達成助成 下表の離職率及びテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

支給要件	支給額
<ul style="list-style-type: none"> ・評価期間後の離職率が30%以下かつ評価期間前を上回っていないこと ・評価期間後のテレワーク実施率が評価期間中の実績を下回っていないこと 等 	10万円＜※15万円＞ ※左記に加え賃上要件達成時

人材確保等支援助成金（テレワークコース）の改正の概要

改正事項①：助成対象となる取組の見直し

改正前

- ・就業規則等の作成・変更、外部専門家によるコンサルティング、テレワーク用通信機器の導入・運用、労務管理担当者または労働者に対する研修に係る経費が助成対象

改正後

- ・テレワーク用通信機器の導入・運用を助成対象から除外

改正事項②：申請手続きの簡略化

改正前

- ・「テレワーク実施計画」を提出し、都道府県労働局長の認定を受けてから、テレワークを可能とする取組を実施

改正後

- ・「テレワーク実施計画」の提出・認定を廃止

改正事項③：支給額の定額化

改正前

- ①機器等導入助成 支給対象経費の50%
- ②目標達成助成 支給対象経費の15% <25%>
- ※①②とも「100万円」または「20万円×対象労働者数」が上限
- ※ <> 内は賃金要件を満たした場合

改正後

- ①制度導入助成 一律20万円
- ②目標達成助成 一律10万円 <15万円>
- ※ <> 内は賃金要件を満たした場合

企業におけるテレワークの導入状況等についての実態把握のため、総合実態調査を行う。

■ アンケート調査の概要

調査対象数：20,000社程度

調査対象業種：農業、林業、漁業、公務及び分類不能の産業を除く全業種

調査方法：郵送配布、郵送・オンライン回答。

調査期間：令和7年8月～9月（予定）

アンケート調査事項：

- ・テレワークの導入状況に関する事項
 - ・テレワークに係る労働時間管理、人事管理及び人事評価等の労務管理の実態に関する事項
 - ・テレワークの導入・普及にあたっての課題、ニーズ及び問題点等に関する事項
- 等

■ ヒアリング調査の概要

アンケート調査の内容を深掘りするため、以下の企業それぞれ10社程度を対象にヒアリングを行う。

- ・テレワークを実施している企業
- ・テレワークを実施したことがない又はこれまでに実施したことがあるが現在は実施していないとした企業